

民法の相続に関する規定（相続法）が改正された。残された配偶者が安心して家に住み続けられる権利を新設するなど、相続トラブルを防ぐための仕組みが多い。一方、故人の預金を引き出しやすい仕組みを導入するなど、煩雑な相続手続きが一部簡素化になった。相続でもめないうえに、相続法改正のポイントを注意点を挙げてみる。

改正された項目は①相続争いを予防・解決の相続手続きを簡素化・合理化という目的の大きく分かれる（表A）。前者で注目したいのが、配偶者が自宅に終身住み続けられる「配偶者居住権」の導入だ。

婚姻20年で優遇策

相続では「遺産が自宅と少しの金融資産」ということがよくあり、もめ事になりやすい。例えば時価2000万円の家のほかは預金が500万円あるだけ。遺言が残っておらず、老齢の妻と二人の子でも分け方を話し合えなければならぬケースだ（図B）。

妻は長年夫婦で暮らした家を相続したいと考え、子には預金500万円で我慢してほしい。だが子がこれに反対し、法定相続分（2分の1、1250万円）の遺産が欲しいと主張する。このため「家を売却して換金せざるを得ない恐れがあり、妻にとって大きな不安になる」ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士。

法改正により、一定の手続きを踏めば、子の主張にかかわらず妻は生涯、家に住み続けられるようになる。妻は家に居住権を設定

家の相続 配偶者に住む権利

新たに登記制、争い防止

① 相続法改正のポイント

争いを予防	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に終身住み続けられる配偶者居住権を新設 ※ 婚姻20年以上の夫婦間で贈与された自宅を遺産分割の計算から除外 子の配偶者なども介護の貢献分の金銭請求が可能に
配偶者の保護	<ul style="list-style-type: none"> 法定相続分を超える財産の取得には登記が必要に
介護の特別寄与料	<ul style="list-style-type: none"> 財産目録は自筆することを免除 ※※ 法務局での保管制度を新設。保管分は検認を不要に ※
相続財産の取得要件	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議中でも換金できる仮払い制度を新設 調停中でも裁判所が必要と認めた分は換金可能に
手続きを簡素化	
自筆証書遺言	
故人の預金	

(注) ※は2020年7月12日までに、※※は19年1月13日に、他は19年7月12日までに施行

② 配偶者居住権を使った遺産分割のイメージ

家 2000万円
預金 500万円
妻 (法定相続分1/2)
子ども (同)

分割の例	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者居住権...1000万円 預金...250万円 家の所有権...1000万円 預金...250万円
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 妻は家に住み続けながら一定額の生活資金を確保
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 居住権は相続税対象なので税理士に頼み評価額を算定 登記しないと権利を主張できないので司法書士に依頼

③ 介護で貢献した分はどのように計算？

介護の日当額	×	日数	×	裁量的割合	=	介護寄与分額
8000円		500日		70%		280万円

・家裁が示す「療養看護型寄与分」を参考に
 ・日当額はプロの介護士の事例が目安になる
 ・裁量的割合は家裁がケースに応じて判断

する登記手続きを法務局（登記簿）にすることで権利を確保できる。

居住権は配偶者固有の権利で売却ができない分、家全体の所有権と比べると価値が低くなる。Bの例で妻の居住権が仮に1000万円と評価されたとする。その分を除いた残り（1000万円）を子は所有権として取得する格好となり、

家を手放さずに済む。結果的に預金500万円も2人で分ける余裕が生まれ、妻は生活資金も得られる。居住権は登記なしでは第三者に主張できず、「子が所有権を売るとした場合、妻が住み続けられなくなる恐れがある点には注意が必要だ」（上柳敏郎弁護士）。

申請は自力では難しいので弁護士や司法書士に依頼する必要もある。さらに居住権は「相続税の課税対象となる」（清田税理士）ことも知っておきたい。

配偶者優遇の項目としてはこのほか、婚姻20年以上の夫婦間で贈与に関する規定がある。自宅を配偶者に贈与し、その後亡くなった場合、自宅を遺産分割の遺産分割の計算から除外するという規定だ。

残された配偶者の取り分を優先的に確保することが目的だ。ただし「自宅を含めないと公平な分割ができない場合は規定がかわって妨げになる場合も考えられる」（上柳弁護士）。遺産分割は遺族間の公平性を保つことが重要となる。

「義父を親身に介護したのは私だったのに……」。子の配偶者には法定相続分はなく、こんなケースでは従来、「子の取り分を増やすことで配偶者の貢献分を認める場合が少なくなかった」（北野俊光弁護士）。

だがそれが言おうとしたら受け取れるようにした。

「特別寄与料」という制度ができた。故人の子の配偶者、つまり故人からみて義理の娘らが介護に大きく貢献していた場合、その分の金銭を相続財産の中から受け取れるようにした。

特別寄与料は請求相手が義理の兄や弟になることが考えられる。このため「遺産分割協議に波風を立てかねない」（大和総研研究員で弁護士の小林章子氏）。

寄与料は認められたとしてもせいぜい数百万円。相続財産がなければ現実には受け取りが難しく、慎重に考える必要があるようだ。

相続手続きの簡素化に注目したいのは、自筆で書く遺言についての改正。自筆仮払制度ができた。

上限は相続人1人あたり「預金額の3分の1×法定相続分」まで。さらに「ひとつの金融機関で引き出せる金額にも上限がある」（三井住友銀行）。具体的な上限額は今後、法務省が決めるが100万〜150万円程度になる可能性がある。またまとった金額を換金する場合はいくつかの金融機関で手続きをする必要がある（ここを覚えておこう）。

改正相続法は項目によって施行時期が異なる。多くは2019年7月までに施行されるが、配偶者居住権、自筆証書遺言の保管制度は施行時期は20年7月までとされている。相続トラブル防止のために関心を持たたい。（後藤直久）

では「特別寄与料」という制度ができた。故人の子の配偶者、つまり故人からみて義理の娘らが介護に大きく貢献していた場合、その分の金銭を相続財産の中から受け取れるようにした。

直接報いたことにはならなかった新制度ができた。いかにいい請求できるのか。介護の寄与をめぐって相続人同士が争った場合の目安を家庭裁判所が示しており、その算式が参考になる（図C）。

特別寄与料は請求相手と業務局がチェックするため書き間違えによる無効を防げる。同制度を使えば遺言の開封に裁判官が立ち会う「検認」が不要になる。

相続が起きると葬祭費の支払いなどで即座にお金を要することがあるが従来遺産分けが未確定のうちに金融機関は原則、預金の引き出しに応じなかった。法改正により遺産分割協議の最中であっても引き出せる

証書遺言は財産目録の部分に限り自筆で書かなくてもよい。表計算ソフトを使ったりして作れば、財産構成が変わったときに書き直して印刷すれば済む。

自筆証書遺言を法務局で保管する制度もできる。遺言が法定の書式通りかを法務局がチェックするため書き間違えによる無効を防げる。同制度を使えば遺言の開封に裁判官が立ち会う「検認」が不要になる。

相続が起きると葬祭費の支払いなどで即座にお金を要することがあるが従来遺産分けが未確定のうちに金融機関は原則、預金の引き出しに